

交通事故はあなたをねらっている

お互に十分注意しましょう

毎年、全国的に行なつてゐる春、秋の全国交通安全運動を始め、当町では毎月十日を交通安全日と定め、街頭指導による交通安全運動を行なつてあります。しかしながら、交通事故はその後もあとをたたず、多くの事故件数を数え、尊い命が失なわれています。福生警察署管内でも、ことし一月から十月までの交通事故は、発生件数六三六件、死者十六人、負傷者二六二人となり、昨年同月に比較し、件数で十三件、死者一人、負傷者多数と、いづれも増加の傾向を示していることは、まさに残念なことです。このように交通事故が依然として増加してきた原因としては、1、一時非常な高まりを見せていた国民全体の交通安全に対する関心が退潮傾向をとどめたこと。2、交通事故が著しく増大したこと。

歩道がない場合には、左右の安全を十分に確認たうえ右手で合図をしながら、まつすぐに渡りましょう。

みんなで鉄道事故を防ごう

★福生町に鉄道愛護会が誕生★

東京で初め
ての鉄道愛護
会が、十一月
十四日福生町
に誕生しまし
た。その名を
「小林暢哥
会（小林暢哥
会長）」とい
うる熊牛町会
の約百二十世
代の会員によ
つて結成した
ものです。こ
れらの線に
は、近年置石
投石等による
鉄道事故が非
常に多く、「別
名」、特に「青
梅、八高線」
に相次いで發
生していると
ましよう。

お願い

- 1、線路に石や物をおくこと
はやめましょう。
- 2、線路や駅の構内で遊ぶのはやめましょう
- 3、汽車や電車に向つて石を投げたり、電車の窓から物を投げるのはやめましょう
- 4、踏切りは一旦とまつて左を見てから通りましょう
- 5、線路の故事やいたずらがあつたときは早く大人に知らせましょう。
- 6、こどもさんは線路のそばでは遊ばないようみんなで注意しましょう。そして、みんなで鉄道からことをぞを守りましよう。

鉄道の愛護と危急時対応のため年譲り指導道をおとへて交通道德を高めるることを目的として誕生したもので、会員になったごどもたちは国鉄からもらつた「夢の超特急」入りのパスチケットをつけ、これからは、映画会や講演会を各地で行い、作文や標語も募集して、熊本地区だけでなく、次のとおり、金町市に事故防止を呼びかけています。この節値ある芽を、みんなの力が大きくて育て、立派な花を咲かせたいのです。

別表		(38.4.1~39.3.31)				
線別件数	投石	内訳				その他
		置石	機器乱用	発砲		
南武	26	4	11	0	1	10
横浜	24	3	13	2	0	6
相模	5	1	2	1	0	1
青梅	32	4	24	0	0	4
五日市	9	0	8	0	0	1
八高	31	3	19	0	1	8
田舎	2	0	0	0	0	2

川越　　計　　129　　15　　77　　3　　2　　32

外　　環境の整備など、つくり育んでも、家族についてくる新しい備などを話し合つたとも、たいへん意味あります。

さて、今月の行事から始まつた人権週間。この日から「世界人権宣言記念権デー」。七日は、「よいよさびしきことになりえることになり、今日は「針供養」とこのごろでは、間でしか行なわれました。(二十冬至)で一年のいちばん暑い時の日まで二十三日は誕生日ひきつづけ、五日はすでに年中行事となるつたクリスマスです。三十一日は大みそかです。どうぞよいお年ください。

年の暮れを控えて、いまさらながらえられる方も多いですね。

別表 (38.4.1~39.3.31)

線別件数	内			訳	
	投石	置石	機器乱用	発砲	その他
南武	26	4	11	0	10
横浜	24	3	13	2	0
相模	5	1	2	1	0
青梅	32	4	24	0	4
五日市	9	0	8	0	1
八高	31	3	19	0	1
川越	2	0	0	0	2
計	129	15	77	3	32

火災は1

その損害は、甚大な財産の焼失に加え、人命を失うこともあります。この際、火災の恐ろしさをもう一度認識するとともに、各ご家庭も火の元には十分注意しましょう。

なお、火災シーズンに備え、福生町消防団では十二月一日から来年三月三十一日までの毎晩八時三十分から翌朝五時三十分まで、万全を期する防災を設置し、万全を期するところになりましたので、みなさまのご協力をお願いします。

外環境の整備など、気温が下がることで、年々の暮れを控えて、家の内づくり休んで、家族全体で、この一年を反省したり、すぐやつてくる新しい正月の準備などを話し合つたりするのも、たいへん意味深いことだと思います。

さて、今月の行事は、四日から始まる七日間の腰越週間です。この日から七日目の十日は、「世界人権宣言記念日」（人权デー）。七日は「大雪」で、いまさらながら感概を覚えられる方も多いことでしょう。

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和三十八年度
水道事業会計決算状況

昭和三十八年度福生町水道事業会計決算は、地方公営企業法第三十条第二項の規定にとどめてつくられ、福生町監査委員によつて、決算諸表、関係各帳簿、証書類を審査した結果、決算は計画的正確かつ正確であると認められ、十一月四日の第三回定期会議第二日日本会議で原案どおり可決され、認定されましたのでその概要を報告します。

昭和38年度水道事業剩余金処分計算書

当年度末処分利益 利益剰余金	5,977,533円
利益剰余金 処 分 額	4,300,000円
翌年度繰越 利益剰余金	1,677,533円

权益的收入

区分	予算額	決算額	増減
水道事業収益	43,229,270	44,310,160	1,080,890
営業収益	39,931,270	40,781,573	850,303
営業外収益	3,298,000	3,528,587	230,587

收益的支出

区分	予算額	決算額	不用額
水道事業費	39,213,070	39,014,083	198,987
営業費用	30,424,809	30,401,869	22,940
営業外費用	8,747,500	8,612,214	135,286
予備費	40,761	0	40,761

資本的收入

区分	予算額	決算額	増減
資本的支出	6,084,000	6,079,320	△ 4,680
工事負担金	6,084,000	6,084,000	△ 4,680

資本的支出

区分	予算額	決算額	不用額
資本的支出	15,681,150	15,206,453	474,697
建設改良費	13,816,150	13,453,859	362,291
企業債償還金	1,765,000	1,752,594	12,406
予備費	100,000	0	100,000

昭和38年度水道事業剩余额計算書

利益剰余金の部

当年度末処分
利益剰余金 5,977,533円

資本剰余金の部

翌年度繰越資本剩余金 8,078,040円

昭和38年度水道事業損益計算書

(38.4.1~39.3.31)

営業収益	40,781,573円
営業費用	30,401,869円
営業外収益	3,528,587円
営業外費用	8,612,214円
当年度純利益	5,296,077円

昭和38年度水道事業貸借対照表

(39.3.31)

資産の部

固定資産	158,907,199円
流动資産	8,649,903円
資産合計	167,557,102円

負債の部

流動負債	140,000円
負債合計	140,000円

資本の部

資本金	153,261,529円
剰余金	14,155,573円
資本合計	167,417,102円
負債資本合計	167,557,102円

昭和三十九年度上半期

昭和三十九年度水道事業上半期(4月～9月)における業務内容の概要を報告します。水道事業は、町の発展に伴い、給水人口の増大と文化生活の向上により、住民一人当たりの消費水量が年々増大し、その規模も大きくなりつつあります。特に当町は町全域に給水しています。そこで、他の市町にみられる上水道の普及率をみて、ますが、幸にして当町は比較的地下資源に恵まれ、計画水量の揚水を保っています。しかし、別表のとおり、本年夏の一日最大給水量から推測して、現況の施設では来年夏の需要を満たすことができなくなり、断滅水という制限がかかるので、今后さらに大きくなることがあります。そこで、今後も計画的に着手して、早期完成に鋭意努力してまいります。なお、上半期の事業概要、予算の執行状況は、次のとおりです。

2. 予算の執行状況

(1) 受益的收入

区分	予定額	上半期調定額	調定率
水道事業収益	千円 45,270	千円 35,964	79,4%
内訳	営業収益	38,857	29,810
	営業外収益	6,413	6,154

(四) 收益的支出

区分		予定額	上半期執行額	執行率
内 記 水道事業費用	手 円	45,270	手 円	46,2%
	營業費用	32,454	12,396	38,1
	營業外費用	12,616	8,540	67,6
	予備費	200	0	0

(八) 資本的收入

卷 1

(二) 資本的支出

区分		予定額	上半期執行額	執行率
資本的支出		千円 11,455	千円 6,635	57.9%
内 訳	建設改良費	9,348	5,644	60.3
	企業債償還金	2,007	991	4.9
	予備費	100	0	0

登記所からお知らせ

成 人 式 さ れ る 方 へ

毎年、一月十五日に行なわれている成人式に該当する人の対象がわかれましたので、ご注意下さい。今までの生年によつて、その対象を定めていましたが、来年（昭和四十年）からは、学年別になりました。

「来年の該当者は、昭和十九年一月十六日から昭和二十年四月一日までの間に生れた人です。」

該当者には、「一月十日ころまでご通知をさしあげます」と、万一家の届かない人は、役場教育委員会へお申出下さい。



建設的意見を
お待ちしていきます

「子來の概要」(3.1.1-3.1.5)

給水人口	31,000人		
普及率	79%		
給水栓数	7,749栓		
内訳	家庭用	栓 7,515	一時用
	営業用	57	特殊営業用
	団体用	70	湯屋用
	共用	69	—
1日平均給水量		5,287m ³	
1日最大給水量		9,283m ³	
職員数		26人	

年末における登記所の事務は、十二月二十八日(木曜日)までで、年をもつて打ち切らたいと思いますが、毎年年末には登記、台帳関係事件が急激に増加し、混雑しますので、事務締切り間にからに提出された事件は年始に処理が完了できない場合も考えられますから、登記の申請または謄抄本、印

鑑証明等各種証明の申請はなるべく早くめに提出されるようご協力をお願いします。

なお、登記・登録事務についてご不審の点があつた場合は、当庁にお問い合わせ下さい。
(法務局福生出張所)

の事項を忘れないようお願ひします。
①住所、氏名、年令、職業を
明記して下さい。
②明記は五百字以内。
③できるだけ私制はがきを、
ご使用下さい。
④あて先、投場総務課文書係

